

ちょっと待って！民法改正！ 知っていますか？成年年齢が20歳から18歳に？！

誰が18歳にしたいの？

現在、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げようという動きが具体化しています。しかし、内閣府が「18歳、19歳の者が、親などの同意がなくても一人で高額な商品を購入するなどの契約をできるようにすること」に賛成か反対かを聞いたところ、「賛成」とする者の割合が18.6%（「賛成である」7.4%、「どちらかといえば賛成である」11.2%）、「反対」とする者の割合が79.4%（「どちらかといえば反対である」32.2%、「反対である」47.2%）でした。（内閣府「民法の成年年齢に関する世論調査」2013年10月調査）

→79.4%が反対しています！

18歳になったら何が困るの？

→消費者被害が拡大すると言われてます！

マルチ取引の相談は12.3倍！

マルチ取引に関する相談件数を比較すると、「20歳～22歳」は「18歳～19歳」の約12.3倍です（国民生活センター調べ。2015年）。20歳になった途端、若者がマルチ取引の勧誘を受けていることが分かります。

ローン・サラ金の相談は11.3倍！

ローン・サラ金に関する相談件数を比較すると、「20歳～22歳」は「18歳～19歳」の約11.3倍です（国民生活センター調べ）。20歳になると、貸金業者からお金を借りることができますので、借りすぎなどのトラブルも増加します。

実際にあったこんな被害!?

① 投資用DVD

20歳の誕生日に友人から呼び出されて、「お金が儲かるDVDがある」と勧誘されて、50万円を貸金業者から借りて、購入した。
→実際にはいくらDVDを観ても儲かる話はなく、借金だけが残った！

② 高額な美容整形

インターネットで「特別優待！」「脱毛無料！」という広告を見て、美容整形外科に行ったら、カウンセラーに100万円の手術を勧められて、断れずに、クレジットを組んで契約してしまった。

未成年者取消権が使えなくなる！？

現在、未成年者は、高価な買い物をするときには原則として親の同意が必要ですし、同意がなければ契約を取り消すことが出来ました。これを未成年者取消権といい、消費者被害防止の最大の「防波堤」となっているのです。

しかし、成年年齢が18歳に引き下げられると、18歳、19歳の若者は、取り消すことが出来なくなります。

つまり、高校3年生の進路に悩む多感な時期や、進学や就職で環境が変わったばかりの不安な時期に、自分や友人が深刻な消費者被害に遭う可能性が出てくるのです。

対策は大丈夫なの？

消費者被害の拡大を防止するためには、

- ・若者がよく利用する取引には特別の取消権を創設する
- ・若者が簡単に借入できないようにする
- ・若者がよく利用するインターネット取引被害を防止する方法を考える
- ・消費者教育を充実させる
- ・等々対策を立てる必要がありますが…。

→現状では、十分な対策が立てられているとは言えません！